

板碑に刻まれた紀年銘に関する一考察

新 倉 明 彦

1. はじめに

近年、県史や市町村史の編纂が全国的に進められるなかで、板碑をはじめ五輪塔・宝篋印塔などの石造物の集成が積極的に行なわれている。また、板碑が多く所在する地域においては、『埼玉県板石塔婆調査報告書』(『板碑』S56)・『東京都板碑所在目録』(S54・55)・『青梅市の板碑』(S55)などのように板碑のみを取り上げて集成したものも刊行され、地域における資料集成が盛行しつつある。この研究の基礎ともいえる集成という作業は時間と手間のかかる作業ではあるが、重要な作業であり、かつ早急に行なわれなければならない作業である。一般に石造物というと、他の資料から比べると大きく、何よりも石でできているため、いかにも頑丈で半永久的に残り続けるかのように思われるがちであるが、その数は確実に減少し続けている。発掘調査等により出土する板碑もあり、数量が増えていると思われるかもしれないが、かつて集成されたものを今日再集成を行なおうとした時に確認できない板碑が多い。まして集成もされず消えてゆく板碑の数は、新たに検出される板碑の数を上まわっているに違いない。こうした現状にあり、地域における板碑の集成が盛行しつつあることは大変喜ばしいことである。未集成地域の集成が早急に行なわれることを改めて切望する。

集成作業の必要性と重要性は記したとおりであるが、集成が行なわれたからといって、その数量や美術品的な価値だけで満足しては資料の持つ価値の半分も活かされていないといえよう。集成された資料を整理し、問題点を明らかにしていかなければならないと思われる。そこで本稿では集成された資料の操作方法のひとつとして、板碑に刻まれた紀年銘(年月日)を取りあげて論じてみたい。ここで資料として取り上げた板碑とは、秩父系の緑泥片岩(青石)を石材として用いた青石卒塔婆(武藏型板碑)と呼ばれるものであり、他の石材を用いて造られたものではなく、その名称についても慣用語として「板碑」の名称を用いることをあらかじめ御了承願いたい。

2. 本 論

板碑の紀年銘とは碑面に刻まれた年月日のことである。板碑にはこの紀年銘が刻まれているために絶対年代の決定が可能な中世遺物としての価値も生まれてくる。しかし、ここで問題になるのは、この記された年月日が板碑の何を示すかということである。ここで考えられるものをあげてみると、まず、供養塔という性格から被供養者の没年時・被供養者の忌日・造立者が板碑を造立し供養を行なった日・また、以上の他に被供養者に何らかの形で関係が深い日・板碑を工作(彫刻)した日付などが考えられる。これらの中で最後にあげた板碑を工作した日付というのは、他と異なり別問題を含むと思われる。そこで、板碑の銘文上の年月日が、それを刻んだ日か否かを知

る方法として、かつて千々和到氏は「東国における仏教の中世的展開—板碑研究の序説として—」(『史学雑誌』82-2・82-3所収)の中でひじょうに参考となる試みを行なった。それは、改元のあった年の銘をもつ板碑を資料に、その旧年号と新年号の重なり合う時期をとらえるという試みである。氏はこの試みの中で、まず、東国の人々が改元を知るのに約1ヶ月間を要し、その後新年号が一般に通用したと仮定し改元のあった年の銘をもつ板碑のうち、(1)改元前の日付であるのに新年号を使用している場合、(2)改元後の日付であるのに旧年号を使用している場合、(3)改元後1ヶ月以内に新年号を使用している場合の板碑をあげている。表にすると次の表1のようになる。氏は、この結果(1)・(3)の6例の板碑は新年号の遡及使用にあたるとし、記されている日付は改元前の日付であり、工作(彫刻)した日は改元後であり、すでに通用している新年号を用いたと解している。また、(2)の改元後に旧年号を使用している6例の板碑に対して次のように説明している。「造立者が改元後、改元を知る前の短い期間に造立したものであり(註=6例がいずれも改元後1ヶ月程度以内であることに注目したい)従って、銘文上の年月日とそれを刻んだ年月日は一致せぬにしてもそのズレは小さくなければならないであろう。」

表1

(1)改元前の日付であるのに新年号を用いている場合(2例)

西暦	紀年銘	改元日
1306	徳治元年丙午十月廿日	12月14日
1312	正和元年二月日	3月20日

(2)改元後の日付であるのに旧年号を用いている場合(6例)

西暦	紀年銘	改元日
1278	建治二年四月日	2月29日
1302	正安二年壬寅十一月廿四日	10月21日
1311	延慶四年辛亥五月十日	4月28日
1317	正和六年三月	2月3日
1321	元応三年三月	2月23日
1329	嘉暦二年十月日	8月29日

(3)改元後一ヶ月以内に新年号を用いている場合(4例)

西暦	紀年銘	改元日
1311	応長元年辛亥五月廿日	4月28日
1317	文保元年二月	2月3日
1321	元享元年辛酉二月廿九日	2月23日
1324	正中元年甲子十二月	12月9日

(※資料として用いた板碑はすべて埼玉県比企郡・大里郡・児玉郡に在するものを使用している)

は氏が資料として用いた板碑を、埼玉県の比企・大里・児玉の3郡に在するものに限定し、その資料を用いて出された結論であり、これがはたして他地域においても同じことが言えるかどうか疑問である。

そこで私は、東京都23区内に現存する板碑(確実に他所から移入されたものは除く)を資料に、千々和到氏と同じ様な方法で改元のあった年の銘をもつ板碑を選び出し、それを(1)改元前の日付であるの

付であり、工作(彫刻)した日は改元後であり、すでに通用している新年号を用いたと解している。また、(2)の改元後に旧年号を使用している6例の板碑に対して次のように説明している。「造立者が改元後、改元を知る前の短い期間に造立したものであり(註=6例がいずれも改元後1ヶ月程度以内であることに注目したい)従って、銘文上の年月日とそれを刻んだ年月日は一致せぬにしてもそのズレは小さくなければならないであろう。」

氏の試みにより、板碑の紀年銘は、それを工作(彫刻)した日付ではないことは明らかにされた。しかし、氏が述べている年代表示の誤りの理由が、単に造立の時期に求めている点や、また、埼玉県の3郡以外の地域の場合でも同様のことがいえるかどうかなどの疑問が残るため、それらについて述べてみたい。

氏は(2)の改元後の日付であるのに旧年号を使用している場合の板碑に旧年号が使用されている理由として、造立者が改元を知らなかつたためであると解し、しかも、改元の行なわれた年月日と銘文上の年月日との誤差は一ヶ月程と小さく、故に、銘文上の年月日と実際にその板碑を工作(彫刻)した年月日との誤差は小さくなければならないとするのである。しかし、この結論

に新年号を用いている場合の板碑、(2)改元後の日付であるのに旧年号を用いている場合の板碑(改元後間もなく、旧年号を用いて当然と思われるものは除いた)、(3)改元後一ヶ月以内に新年号を用いている場合の板碑とし、次の表2の表にまとめた。この結果、(1)・(3)の新年号の遡及使用については後で述べるとして、まず(2)の改元後の日付であるのに旧年号を使用している場合の板碑について述べる

表2

(1)改元前の日付けであるのに新年号を使用している場合

(9例)

西暦	紀年銘	改元日	所在区
1308	延慶元年一月	10月9日	大田区
1449	宝徳元年正月廿二日	7月28日	杉並区
〃	宝徳元年六月五日	〃	足立区
〃	宝徳元年四月十二日	〃	板橋区
1455	康正元年六月十五日	7月25日	練馬区
1457	長禄元年四月三十日	9月28日	足立区
1492	明応元年四月廿九日	7月19日	練馬区
〃	明応元年五月十八日	〃	板橋区
1528	享禄元年正月四日	8月20日	〃

(2)改元後の日付であるのに旧年号を使用している場合 (47例)

西暦	紀年銘	改元日	所在区
1275	文永十二年六月廿八日	4月25日	台東区
1288	弘安十一年五月廿二日	4月28日	〃
1304	正安六年六月	1302年 12月21日	荒川区
1332	元徳四年三月	1331年 8月9日	墨田区
〃	元徳四年六月	〃	大田区
〃	元徳二年八月	〃	葛飾区
1334	正慶三年四月	1月29日	台東区
1338	建武五年十月	8月28日	板橋区
〃	建武五年十一月	〃	東博蔵も と大田区
1342	暦応五年六月	4月27日	足立区
〃	暦応五年七月	〃	品川区
1350	貞和六年六月	2月27日	練馬区
〃	貞和六年十月十日	〃	大田区
〃	貞和六年十二月	〃	〃
1356	文和五年六月日	3月28日	〃
1361	延文六年六月	3月29日	足立区
〃	延文六年六月十七日	〃	葛飾区
1361	延文六年五月廿五日	3月29日	足立区

と、表を見てもわかるとおり、2~3ヶ月の誤差はざらであり、中には改元後2年近くたっても旧年号を使用しているものさえある。千々和到氏が提唱された「造立者が改元後、改元を知る前の短期間に造立したものである。」という説は、氏が資料として用いた埼玉県の比企・大里・児玉の3郡に在する板碑にはあてはまつても、他の地域の場合においてはあてはまらないといえる。

では、なぜ改元後の日付であるのに旧年号が使用され、そこに年代表示の誤りが生じたのであろうか。また、なぜ埼玉の場合と東京の場合とではその誤差が違ってくるのであろうか。まず、改元後に旧年号を使用した理由として考えられることは、図1で示す様に、被供養者の没時に造立される板碑ではなく、没後の忌日に行なう供養のために造立される板碑の場合、前もって板碑を工作しておくことが可能であり、また、忌日に造立するためには前もって工作しておく必要がある。この場合に板碑に刻まれる紀年銘は、注文(工作を依頼)した時点、または、工作時に通用していた年号を用い、供養が行なわれる予定の日付(忌日)が刻まれる。この場合、板碑の工作から造立までの間に改元がなされたとすれば、当然、改元後の日付であるのに旧年号を使用したことになる。このように考えれば、改元後の日付であるのに旧年号を使用していたとしても不思議ではない。次に考えられることは、改元を知らずに旧年号を使用したり、前もって作っておいたために旧年号を用いた形となつた場合は造立者側に何の意図もない言わば不可抗力といえるものであるが、これに反して、造

〃	延文六年八月	〃	葛飾区
〃	延文六年八月	〃	東博藏 もと北区
〃	延文六年十一月	〃	渋谷区
〃	延文六年十一月	〃	目黒区
1362	康安二年十二月	9月23日	北区
〃	康安二年十一月廿八日	〃	板橋区
1363	康安三年	1362年 9月23日	大田区
1368	貞治七年三月二十四日	2月18日	練馬区
1375	応安八年十月	2月27日	板橋区
〃	応安八年三月二九日	〃	品川区
〃	応安八年十一月	〃	台東区
1379	永和五年十月二三日	3月22日	足立区
〃	永和五年五月八日	〃	足立区
〃	永和五年七月十五日	〃	荒川区
1381	永和七年	1379年 3月22日	大田区
1381	康暦三年十二月	2月24日	目黒区
1390	康応二年八月	3月26日	足立区
〃	康応二年九月	〃	大田区
1428	応永五年六月十三日	4月28日	〃
1430	正長三年十一月十五日	1429年 9月5日	杉並区
1441	永享十三年四月二日	2月17日	世田谷区
〃	永享十三年七月五日	〃	〃
1450	文安七年八月日	1449年 7月28日	大田区
1457	康正三年十二月十四日	9月28日	葛飾区
1467	文正二年七月吉日	3月5日	北区
1467	応仁三年八月時正	4月28日	練馬区
1489	長享三年十月廿三日	8月21日	葛飾区
〃	長享三年十一月廿五日	〃	世田谷区
〃	長享三年十二月十一日	〃	品川区

(3)改元後一ヶ月以内に新年号を使用している場合 (17例)

西暦	紀年銘	改元日	所在区
1278	弘安元年四月	2月29日	世田谷区
1293	永仁元年十月二十八日	8月5日	大田区
1293	永仁元年九月十二日	〃	杉並区
1329	元徳元年十月	8月29日	世田谷区
〃	元徳元年十月	〃	練馬区
1368	応安元年四月九日	2月18日	杉並区
1379	康暦元年四月二一日	3月22日	練馬区
1390	明徳元年五月九日	3月26日	板橋区
1428	正長元年五月八日	4月27日	〃
〃	正長元年六月五日	〃	葛飾区
1429	永享元年九月十一日	9月5日	杉並区
1444	文安元年三月五日	2月5日	練馬区
1467	応仁元年三月二十日	3月5日	〃
1293	永仁元年九月十三日	8月5日	杉並区
1390	明徳元年四月十一日	3月26日	大田区
1321	元享元年四月	2月23日	〃
1555	弘治元年十月廿三日	10月23日	東博藏 もと北区



立者に何らかの意図があり、故意的に旧年号を使用した場合である。例えば、「明治百年」というような形で旧年号が使用されたことも考えられる。これは古文書の例であるが、古河公方(足利成氏)は享徳3年(1454)から文明14年(1482)までの間、康正・長禄・寛正・文正・応仁・文明という6回の改元に従わず、享徳の年号を使用することで幕府に反抗の意を表わしたといわれる。これに関しては、板碑造立において、故意的に旧年号を使用したことが明らかに証明できる資料がないため、ここでは考え方のひとつとしてあげるにとどめる。

以上のようなことが、改元後の日付であるのに旧年号を使用している場合の理由として考えられるが、では、なぜ埼玉県の場合、千々和到氏が提唱されたように誤差が皆1カ月程と小さいのであろうか。これは、埼玉県の比企・大里・児玉の3郡が板碑の石材である緑泥片岩の産出地に近く、また板碑の工作地(製作地)⁽⁵⁾に近いために、他地域に比べ板碑の造立が容易であったためと

思われる。なぜならば、板碑を造立する場合石材の産出地や工作地から遠い地域では板碑を注文してから造立されるまでの間に、輸送などの問題も含め相当の日数を要するが、産出地や工作地に近い地域に造立する場合はその期間が当然短い。故に、数カ月も前から注文し作らせておく必要がないわけである。そのため、埼玉の比企・大里・児玉の3郡の板碑の誤差が小さいものと考えられる。

次に、(1)改元前の日付であるのに新年号を使用している場合の板碑と、(3)改元後1カ月以内に新年号を使用している場合の板碑について考えてみたい。両者とも年号の遡及使用にあたる。では、なぜ年号を遡及使用し、そこに年代表示の誤りが生じたのであろうか。これについては千々和氏が前述の論文の中で、被供養者の没時(死去の日)が紀年銘となる板碑を例にあげ、この場合板碑の工作及び造立は当然銘文上の日付より後のことになる。被供養者の没後に改元がなされれば、改元後の工作時に通用していた年号を使用し、死去の日付が刻まれる。と説明されているが、私もこの意見に賛成である。確かに被供養者の没時に造立する板碑は、前もって注文することはまずあり得ないので、後日注文し造立したものであることは明白である。図2がこれにあたる。

では、被供養者の忌日に造立される板碑の場合はどうであろうか。これに関しては先に述べたように前もって注文し作らせておくことが可能であり、また、忌日にまにあわせるには前もって注文して作らせておくことが必要である。であるのになぜ忌日までに造立せず、後日造立したのであろうか。表2-13を見てもわかるとおり、改元より約8カ月前の日付の紀年銘さえある。この場合、実際に板碑が工作されたのは8カ月以上も後ということになる。この間、被供養者に対し供養が行なわれなかつたことになる。これは板碑を造立するという仏教思想を持つ人々には考えられないことと思われる。そこでひとつ考えられることは、仮卒塔婆の造立である。これは忌日の供養に造立する場合だけではなく、没時に造立する場合にもあてはまるることであり、図3で示す様に、被供養者の忌日・没時・またはそれらに近い日に注文し、供養には木製等の仮卒塔婆を造立し、板碑(この場合本卒塔婆となる)が完成した後これを造立するのである。この場合、注文と工作の間に改元がなされれば、改元後の新年号を用い、没時又は忌日の日付が刻まれる。このために改元前の日付であるのに新年号を使用するという形があらわれるのでないかと考えられる。しかし、この仮卒塔婆造立説は、その造立を証明する資料がないため、考え方のひとつとしてあげておくが、もしこの考えが許されるならば、年代表示の誤り、つまり、板碑に刻まれた日付と改元後実際に工作し、造立された日との間を無理なく埋めることができると思われる。また、もうひとつ注目できる点として、千々和氏が調べられた埼玉の比企・大里・児玉の3郡の板碑において、改元前の日付であるのに新年号を使用している場合(表1-(3)参照)のその誤差は、いずれも2カ月以内であるのに対し、東京の場合(表2-(3))のそれは、誤差が大きいもので約8カ月程である。やはり、ここでも先ほどの場合と同様に石材の産出地・工作地と造立地との距離的問題が関係しているものと思われる。

3. ま　と　め

板碑に刻まれた紀年銘の年代表示の誤りについて述べてきたが、これは板碑を造立した中世の人々が、紀年銘に対していかげんな気持を持っていたために年号の誤使用をしたものでは決してない。では、紀年銘を記すことにはどんな意味があり、板碑の造立者は紀年銘をどのように考えていたのであろうか。先に述べたが、板碑は卒塔婆＝供養塔である。そして、礼拝の対象は仏（種子・画像・名号・題目）であり、被供養者ではない。まして、造立者も主ではない。板碑の碑面に、被供養者や造立者名を記したものがあるが、これは、願文の一部であり、紀年銘もまた願文の一部である。願文とは、仏に対し誰が、何のために、何を、いつ作ったかを示すもので、梵鐘の鋳造・写経・造仏などにも記されている。板碑の場合も他と同様であるが、記す空間に限りがあるため長い文章は省略され、成仏得道・極楽往生・孝子敬白・某敬白・某死去などのように簡略化され、ついには記されなくなる。しかし、紀年銘はこの中にあって、省略されず、碑面の中央や中央の左右に配されている。14世紀から15世紀頃の板碑の多くは弥陀種子（キリーグ）と紀年銘のみである。つまり、被供養者や造立者は忘れ去られても、いつ造立したかを記し残すという考え方である。これほど板碑の造立者にとって紀年銘は重要なものであったと考えられる。決していかげんな気持で紀年銘を刻んでいたのではない。

註

- (1) ここで言う被供養者とは死者を意味する。逆修供養の場合、被供養者＝造立者が、生者となるが、ここでは造立者と区別し、死者を意味する。
- (2) ここで言う造立者は板碑の工作を依頼し、供養を行なう者である。
- (3) 千々和到氏は、論文の中で、『吾妻鏡』から鎌倉時代において東国の人々が改元を知るのに最低でも10日間を要したことから、多目に見て約1カ月と仮定した。
- (4) 足利成氏（古河公方）の改元に対する反抗については『北関東中心享徳文明の乱年譜』（関東史料研究会出版・富田勝治著）を参考にした。
- (5) 板碑の工作地については、『板碑研究の課題』（千々和実著『日本歴史』291所収）の中で、秩父山地の北麓地域から未完成板碑が発見（11地点で計130基程）されていることから、この付近に工作地を推定した。